

平成23年度財団法人岐阜県公衆衛生検査センター事業計画

日本経済は、2008年（平成20年）9月のリーマンショックに端を発した経済危機を克服し、緩やかな景気回復が期待されていましたが、急速な円高の進行や海外経済の減速懸念により、昨年夏以降、先行きの不透明感が強まり、依然厳しい状況となっていました。

そうした中、今月（3月）11日に発生した「東北地方太平洋沖地震」は、東北地方に甚大な被害をもたらすとともに、東京電力・福島第一原発事故を惹起し、日本経済はもとより国家の根幹を揺るがしかねない危機的局面を迎えています。

東日本震災による財団法人岐阜県公衆衛生検査センター（以下「センター」という。）の経営への影響は、計り知ることができないところですが、様々な困難に職員一丸となって取り組んでいかなければなりません。

一方、センターの懸案事項として、センターの将来に大きな影響を及ぼす公益法人制度改革関連三法の平成20年12月の施行に伴い、センターは「一般財団法人」とすることとし、平成24年4月移行に向けて、その所要の事務手続きを進めているところです。

また、センターの大規模な施設整備に必要な資金を確保するため、平成22年度以降、毎年度5千万円以上の積立を行い、11億円の基金を造成することとしているところです。

こうした厳しい経営環境の下、平成23年度は、前年度に増して事業収入額の確保及び更なる経費削減の徹底並びに業務改善等に取り組み、センターの経営基盤を堅固なものにしていくことが必要です。

そこで、平成23年度のセンター運営基本方針を

「顧客第一主義」

「現場主義」

とし、その実現に向けて「期・即・連（期限を切る・即行する・連絡の徹底）」の徹底を図るものとします。

そして、センターの事業運営の基本項目を、次のとおり掲げ、積極的な展開を図ります。

【平成23年度センター事業運営の基本項目】

- 1 事業収入額の確保、経費削減の徹底等による堅固な経営基盤づくりの推進
- 2 顧客サービス、信用力・信頼性の向上
- 3 業務発展につながる業務改善運動の展開
- 4 組織力（職員の連帯感・連携）の強化と活力ある職場づくり
- 5 新法人移行に向けた適正な事務の執行

第1 検査分析事業

検査分析事業は、センターにおける事業収入額の7割強を占め、職員数も半数以上を配置するなど核となる事業です。

センターの経営基盤を強固にしていくには、この検査分析事業を磐石なものとしていかなければなりません。このため、試験設備の充実、高度な検査分析技術の修得等によって検査分析品質の向上や検査分析業務量の拡大等を図るとともに、効率的な業務処理態勢への整備を推進します。

また、検査分析事業における業務成果（検査分析結果）は、他の検査機関との差別化が難しいこともあり、顧客のニーズに的確、適切に対応し、高い満足度・信頼が得られる検査機関を目指します。

こうした方針を実現するため、次の事項を強力に推進します。

検査分析期間の大幅な短縮

検査分析の技術・精度の向上

1 環境分析関係業務部門

(1) 土壌分析業務体制

平成22年4月の法律改正に伴い、土壌分析のニーズが高まってきているため、納期の短縮及び大量処理化に対応できるよう設備増強、人材育成を図ります。

(2) ダイオキシン類分析

特定計量証明事業者としての認定を平成22年8月に取得し、本格的な業務を開始しました。人材育成によりダイオキシン類分析体制の強化を図ります。

(3) 無機物質に係る機器分析

無機物質に係る分析装置（ICP質量分析装置）を整備し、納期の短縮及び大量処理化等に対応できるよう分析体制の強化を図ります。

(4) 航空機騒音測定

近年の騒音測定機器の技術的進歩及び国際的動向に即して、航空機騒音測定評価指標として加重等価平均感覚騒音レベル（WECPNL）から新たに時間帯補正等価騒音レベル（Lden）へ変更（施行日：平成25年4月1日）されるため、評価マニュアルに対応した機器を整備し、精度の高い測定を行なうとともに作業効率の向上に努めます。

2 水道医薬食品関係業務部門

(1) 水道水・飲料水検査

厚生労働省認定「S」ランクを維持する精度を確保するとともに、納期短縮を重点とした検査体制の強化を図ります。

(2) 食品分析

人材育成・分析技術の向上により、分析可能な項目を増やし、食の安全・安心に関わる分析・検査の要望に的確に応え、受注拡大を目指します。

(3) 医薬品試験

後発医薬品の安心使用促進の一端を担うべく、「溶出試験法を用いた後発医薬品の製剤学的同等性確認試験」を積極的に実施するとともに、人材育成、試験技術の向上を図ります。

また、試験技術の向上、精度管理等の強化を図り、医薬品試験業務の拡大を図ります。

(4) 簡易専用水道検査

簡易専用水道検査資格者を充実し、検査依頼に迅速に対応できる体制を整えるとともに、精度管理調査で「S」ランクを維持します。また、簡易専用水道検査業務の受注の拡大を図ります。

3 生物臨床検査関係業務部門

(1) 生物検査

検査員の養成は係内にこだわらず、課内全体で一層の応援体制を強化することとし、検査技術の習得に努めます。また、業務遂行上の問題点・改善点を洗い出し、業務効率化を図ります。

(2) 食品細菌検査

検査のみならず、顧客からの相談等にも応じられるように法的根拠や最新の動向に関する知識を検査員に持たせ、顧客確保につながる技術研鑽に努めます。また、平成24年1、2月に開催される岐阜国体 冬季大会に向けた食品細菌検査業務の受入れ体制を整えます。

(3) 新生児マス・スクリーニング検査

検査を正確かつ迅速に行い、疾病の早期治療につなげられる検査体制を維持するとともにタンデムマス導入を視野に入れ、業務の拡大を図ります。

(4) 腸内細菌検査

後継者の教育を行い、顧客確保につながる技術研鑽に努めます。

4 環境分析・水道医薬食品・生物臨床検査業務関係共通事項

講習会、研究会等に積極的に参加し、最新の技術及び業界の動向等についての情報を収集するとともに内部研修を実施するなど、検査・分析技術の向上を図ります。

第 2 環境調査事業

環境調査事業における業務量及び事業収入額の増加を図るために、積極的な営業活動の推進や顧客のニーズに対応できる業務展開等を推進し、前年度を上回る業務量及び事業収入額の確保を図ります。

また、環境調査事業における他検査機関等との差別化は、職員の技術力によるところが大きいことから、担当職員の資格取得の奨励、研修等による技術力の向上を図ります。

こうした方針を実現するため、次の事項を強力に推進します。

営業活動の積極的な展開

人材育成の推進

業務関係情報の収集

1 機能検査関係業務部門

(1) 営業活動の展開

センターで検査を実施している施設については、継続的な受注を確保し、未だ検査を実施していない施設に対しては、検査の必要性等を含めて理解されるよう営業活動を展開し新規受注につなげます。

2 環境影響調査業務部門

(1) 営業活動の展開

廃棄物処理業者の動向、廃棄物関連機器メーカー、設計業者からの廃棄物処理施設の設置等の情報を収集し業務受注に向けた営業活動を展開します。

(2) 対象物件の把握

建設コンサルタントへの営業活動の実施により、調査対象物件の把握に努めます。

3 コンサルタント関係業務部門

(1) 県内自治体が策定する環境基本計画等各種計画

各種計画の策定期間、既存計画の改定予定等の情報を収集・整理し、各種計画の策定業務の受注に努めます。

また、廃棄物処理施設の長寿命化計画を施設の耐用度調査と並行して受注できるよう努めます。

(2) 工事施工監理

廃棄物処理施設の建設及び焼却炉の解体を予定する自治体の情報を収集・整理し、新規受注に努めます。

4 環境調査事業各部門共通事項

(1) 技術力の向上等

講習会、研究会、学会等への積極的な参加による最新の技術及び業界の動向等に関する情報等を収集し業務向上を図ります。

また、職員の業務上必要かつ有意義な資格の取得を目標とした取組みを推進します。

(2) 新分野の検討

上半期を目途に、「エネルギーの使用の合理化に関する法律」(省エネ法)に基づき、特定事業者が経済産業省に提出義務のある書類(定期報告書、中長期計画、管理標準)の作成、提案などについて新規業務としての実施の可能性を検討します。

第 3 ISO 審査認証事業

ISO 審査認証事業の健全、安定した運営を図るため、認証組織の増加に向けた取組みを強化します。また、審査認証活動における公平性の確保、利害抵触の管理、有効性審査等を推進するとともに、審査認証機関の認定基準改定に伴う移行対応を計画的に進めます。

こうした方針を実現するため、次の事項を強力的に推進します。

- 新認定基準への移行
- 公平性の確保
- 認証に係る規律の確保
- 審査員の質の向上と均質化
- 認証に係る情報公開
- 認証範囲の拡大

1 新認定基準への移行

マネジメントシステム認証機関の認定基準（ISO17021）が改定され、新たに第三者認証に関する要求事項及び認証に關与する要員の力量のマネジメントに関する要求事項が追加されました。新認定基準発行後24ヶ月以内（移行期限：平成25年1月31日）に新認定基準へ移行する必要があるため、移行計画を定め、新認定基準に沿った審査認証システムの検討をします。

2 公平性の確保

審査認証業務の推進に当たり、対象組織とGRC A（センター審査認証部）又は対象組織をコンサルティングした機関と担当する審査員等との間に、利害抵触の可能性がある場合はその排除を行うなどにより、審査認証業務における公平性を確保します。

3 認証に係る規律の確保

認証に係る規律を確保するため、審査認証対象組織において故意の虚偽説明及び重大な法令違反があった場合、認証取消、認証取消しの公表、J A B（公益財団法人日本適合性認定協会）への通知等、適切な対応を行います。

4 審査員の質の向上と均質化

審査の信頼性を確保するため、審査員の育成及び評価の方法を新認定基準に沿った内容にするなど審査員の質の向上と均質化に向けた取組みを行います。

5 認証に係る情報公開

審査認証活動の透明化を図るため、審査認証機関の信頼性、独立性、公平性の評価に関する情報公開を行います。

6 認証範囲の拡大

J A B から認められている認証範囲（環境24分野、品質16分野）以外の認証依頼があった場合は、随時、J A B に拡大申請を行い、認証範囲の拡大に努めます。

第 4 地球温暖化防止活動推進事業

我が国は2020年までに、温室効果ガスを1990年比で25%削減すると目

標を掲げ、具体的な政策の一つとして温暖化防止のための国民運動を「チャレンジ25キャンペーン」とし、オフィスや家庭などにおいて実践できるCO₂削減に向けた具体的な行動を「6つのチャレンジ」として提案し、その行動の実践を広く国民に呼びかけています。

岐阜県においては、「岐阜県地球温暖化対策 チャレンジぎふ25プロジェクト」として、様々な温暖化対策を展開しています。知事から指定を受けた岐阜県地球温暖化防止活動推進センター（以下「温暖化防止センター」という。）では、地球温暖化防止活動に関する普及啓発等事業の充実を図り、なお一層、地域に密着した事業内容等を充実させるとともに効果的な事業等の展開を図ります。

こうした方針を実現するため、次の事項を強力に推進します。

効果的な地球温暖化防止活動普及啓発の推進
地球温暖化防止関係基金などによる啓発活動の展開

1 効果的な地球温暖化防止活動普及啓発の推進

温暖化防止センターの主目的である「地球温暖化防止活動普及啓発」の事業内容の充実を図るとともに効果的な普及啓発活動等を推進します。

地域で活動するNPO支援・連携促進事業
家庭エコ診断推進基盤整備事業
出前講座等の開催

2 地球温暖化防止活動関係基金による啓発活動の展開

(1) 「岐阜県地球温暖化防止活動支援基金」事業の実施

岐阜県の地球温暖化対策の推進に寄与するため、「岐阜県地球温暖化防止活動支援基金」（愛称：「G-Eco基金」。原資は、県民、事業者、団体からの寄附）を活用し、普及啓発事業を積極的に推進します。

講師等の派遣
植樹活動
その他普及啓発活動

(2) 「ぎふグリーン活動促進基金」による普及啓発事業の推進

岐阜県における地球温暖化防止の取組みを推進するため、新エネルギーの利用、省エネ技術の導入、温室効果ガス排出抑制に取り組む県民、事業者等への支援及び普及啓発活動などの地球温暖化対策の推進を目的とした「ぎふグリーン活動促進基金」を活用し、次の事業を推進します。

新エネ・省エネ相談
ホームページの内容の充実
専門員の育成・派遣
ぎふエコサミットへの参画
新エネ・省エネ県産品のPR
緑のカーテン普及事業
自動車通勤環境配慮モデル事業
地球温暖化対策環境団体助成事業

カーボン・オフセット実施イベント助成事業

第 5 業務推進事業

センターの事業収入額の増加を図るため、積極的な営業活動の展開や顧客ニーズの把握に努めます。

1 業務推進関係部門

(1) 顧客の拡大

医薬品、食品事業者を始め民間事業者に営業活動を展開し、受注拡大に努めます。特に、新規事業として立ち上げたダイオキシン類分析についてPRするとともに、これを核とした関連分析項目の受注拡大を図ります。

また、県内自治体からの発注については、営業範囲を拡大し、受注確保に努めます。

(2) 顧客情報の集約と活用

センターが保有する顧客情報を業種毎に整理し、利用価値の高い情報となるよう集約し、効果的な営業活動に活用するとともに、他課でも共有することにより、センター全体で営業活動を実施します。

また、顧客情報の保護の重要性を認識し、顧客情報の適正な管理に努めます。

(3) 新規事業の情報収集・発信と新規事業の受注

国関係の入札を通じて新規事業の動向を探り、積極的に受注に向けた行動を展開します。また、食にかかる未規制物質等の分析で、センターが対応可能な検査について、食品業界に情報発信などを行い、受注に繋がります。

(4) 業務推進会議に関する取組み

業務推進会議に提出する受注関連資料の作成時には、検査分析、営業部門との連絡を密にし、その内容の分析、検討を的確に行い、業務推進会議の充実に努めます。

2 飛騨支所部門

(1) 営業活動の推進

前年度業務量以上の実績確保を目標に、職員皆セールスという意識を持ち、積極的な営業活動等を推進します。

(2) 顧客サービス・信頼性の向上

「顧客第一主義」を常に意識し、顧客のニーズに適正かつ迅速に対応し、信用・信頼の確保を図ります。

第 6 受付管理事業

窓口受付業務等においては、顧客第一主義を徹底し、顧客満足度が高まる接遇等に努め、顧客サービスの向上を図ります。

(1) 顧客満足度向上に関する取組み

窓口受付に関連する業務では、顧客からの検査等の依頼内容や要望を的確

に把握するとともに、担当部署との綿密な連携を図り、顧客からの依頼・要望事項へ間違いのない適正な対応を通し、顧客満足度の向上に努めます。

また、業務の的確さを高めるため、日常業務での報告・連絡・相談を徹底させるとともに、「窓口受付業務手順書」の見直しを行います。

(2) 苦情等の発生防止への取組み

苦情等の発生を防止するため、過去に発生した苦情等を項目別にとりまとめた事例集を作成します。また、この事例集には、該当する苦情に起因する記録を添付するなどの充実を図り、毎月開催する課内研修会で活用しながら、苦情等の発生防止を図ります。

第 7 新法人への移行事務

平成 20 年 12 月に公益法人制度改革関連三法が施行され、公益法人改革の手続きが開始されました。

この公益法人制度改革への対応は、将来、目指すべき当センターの姿を決定する極めて重要なことであり、平成 21 年 3 月第 116 回理事会において、「一般財団法人」へ移行する方針が決定されました。

新法人への移行手続きを進めるとともに、センターの持続的発展を図るため、新法人としての新たな基盤づくりを図っていくものとします。

1 公益法人制度に関する取組み

一般財団法人の移行に向けて理事会等で速やかに検討し、知事への認可申請を平成 23 年 10 月を目途に行えるよう準備を進めます。

評議員選定委員の決定、評議員選定委員会の開催

最初の評議員の停止条件付選任

最初の代表理事、執行理事の停止条件付選任

定款の変更の案、諸規程類を停止条件付決議

公益目的支出計画の決議

移行認可申請書類の承認手続き

その他の移行申請に向けた協議等

第 8 センター運営事業

センターを取り巻く厳しい環境下において、健全経営に向けた経営改善を図るとともに、信頼されるセンターづくりの推進、更に発展できる経営基盤の確立を目指して、諸事業を推進します。

こうした方針を実現するため、次の事項を強力に推進します。

職員の意識改革の推進

徹底的な経費削減の推進

コンプライアンスの徹底

1 業務カイゼン運動等の推進

(1) Q C (品質管理) サークル活動の充実

業務処理や職場環境等においてより効果をだすため、Q C サークル活動を実施します。

また、Q C サークル活動の成果を発表する「Q C サークル活動発表会」を開催します。

(2) 「5 S」運動の積極的な展開

「5 S」運動(モノの5 S、心の5 S、頭の5 S)による職員の意識改革を推進し、業務の改善、職場の改善を積極的に推進します。

(3) 職員提案ホットライン制度の活発化

「職員提案ホットライン制度」の活発化を図り、職員と一体となった業務改善、経費節減、職場環境改善等を推進し、センターの健全経営、業務効率の向上及び楽しい職場環境づくりを引き続き推進します。

2 コンプライアンスの徹底等

(1) コンプライアンスの強化

センターの業務全体について、法令等の適合性等の点検を行うなどコンプライアンスの徹底に努めます。

(2) セキュリティの強化

センターが保有する顧客個人情報管理の徹底、各種のセキュリティ対策の強化を図ります。

3 業務品質向上等の推進

(1) I S O システム等の適切な運用

センターでは、環境に配慮し、検査業務の信頼性を確保するため、I S O 14001、I S O 9001、I S O / I E C 17025、水道G L P、M L A P を取得するとともに、各種検査システムを構築しています。これらシステムの適切な運用と継続的な改善を推進します。

(2) 検査分析の効果的な精度管理の推進

環境、水道、食品、医薬品などの検査分析精度の維持、向上を図るため、内部精度管理を実施するほか、外部機関が実施する外部精度管理事業に計画的に参加します。

第 9 研修講習等事業

健康の保持及び増進並びに生活環境の保全に関する技術的な支援・指導、環境保全等の啓発事業等を推進します。

こうした方針を実現するため、次の事項を強力に推進します。

技術指導等講習会の開催

市町村イベント等における県民の環境保全の啓蒙等

1 技術指導等講習会の開催

市町村等における技術者の資質の向上及び検査技術の普及啓発等を図るため、各種技術者を対象にした講習会を開催します。

2 市町村イベント等における県民の環境保全の啓蒙等

市町村や団体等が開催する各種イベントに参加し、県民の環境保全活動の啓蒙等を図ります。